

令和3年9月6日

一般職非常勤職員の報酬単価改定について（提案）

1. 改定の内容・考え方

最低賃金法による大阪府最低賃金が改正されたことを踏まえ、大阪府最低賃金を下回る事務補助員等の報酬単価について引き上げを行う。

○ 非常勤作業員（時間額）

区 分	令和3年 10月1日～	(参 考) 現 行
事務・技術補助員	<u>992 円</u>	972 円
施設管理員	<u>992 円</u>	972 円
調理師	<u>992 円</u>	972 円

○ 非常勤嘱託員（時間額）

区 分	令和3年 10月1日～	(参 考) 現 行
保健師	1,312 円	1,312 円
ケースワーカー	1,312 円	1,312 円
看護師	1,312 円	1,312 円
検査技師	1,354 円	1,354 円
栄養士	1,354 円	1,354 円
電話交換手	<u>992 円</u>	972 円
心理士	1,551 円	1,551 円
音楽指導員	1,338 円	1,338 円
薬剤師	1,354 円	1,354 円

※下線が改定箇所

※日額は当該時間額に1日の勤務時間を乗じて、10円未満の端数を四捨五入した額。ただし、当該額を1日の勤務時間で除して得た額が992円を下回る場合は、10円未満の端数を切り上げた額。

2. 施行期日

令和3年10月1日

3. 協議期限

令和3年9月17日